

児童クラブ保護者負担金の見直しについて (案)

1 はじめに

児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項において「小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」（放課後児童健全育成事業）として規定されており、近年の共働き家庭の増加に対して、小学生児童の放課後の居場所の1つとして、多くの家庭に利用されています。

小牧市の児童クラブは、平成7年度に市営の児童クラブとして桃ヶ丘児童クラブを開設し、平成15年度までに全16小学校区に開設しました。

平成23年度には夏休みなどの学校長期休業中の開所時間を1時間早めて午前7時30分とし、合わせて平日の閉所時間を30分延長して午後6時30分とし、現在の運営時間帯となりました。

また、平成26年度から平成28年度にかけて受入学年を3年生から6年生まで段階的に拡大しました。

さらに、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の導入にあたり、厚生労働省令である「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を参考に「小牧市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を施行しました。この条例で規定している設備の基準、勤務する放課後児童支援員の配置基準及び要件に適合するよう、施設整備及び支援員の確保等に努めてきたところです。

今後は、さらなる質の確保に努める必要があるほか、開設時間延長や小牧市版の放課後子ども総合プラン導入に関する検討を進めていきますが、将来の市の財政状況に左右されない安定した運営を図るため、並行して平成7年度の開設当時から据え置きとなっている保護者負担金についても再検討を行う必要があると考えられます。

2 小牧市の児童クラブの現状

(1) 概要

利用要件	児童の保護者が昼間労働、出産、病気、看護、災害の復旧などにより児童の保育を行えない場合
開設日	日曜日・祝日・年末年始を除く日
開設時間	平日（学校長期休業及び学校代休日以外） 授業終了時から午後6時30分まで 土曜日 午前8時30分から午後6時まで 学校長期休業の平日・学校代休日 午前7時30分から午後6時30分まで
保護者負担金	児童1人あたり月額5,000円 ※学校長期休業のみの利用の場合は、4月、7月、3月は月額2,500円、12月と1月は合わせて2,500円 ※連続して半月以上休会する場合は、その月は2,500円 ※ひとり親かつ市民税非課税世帯又は生活保護受給世帯等は全額減免 ※おやつを提供している児童クラブはおやつ代別途
実施場所	16小学校区に1箇所ずつ ・校舎内 7箇所 ・児童館内 1箇所 ・学校敷地内の専用建物 7箇所 ・学校敷地外の専用建物 1箇所

(2) 利用登録の状況

本市の小学校児童数は年々減少していますが、児童クラブ登録者数は微増しており、登録率は上昇傾向にあります。施設の確保については、登録者数の増減に合わせて取り組む必要があります。

【5月1日現在小学校児童数等】

(単位：人、%)

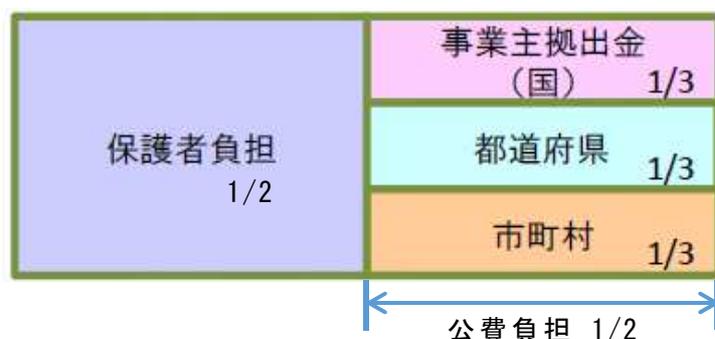
年度	27	28	29	30	元
小学校児童数	8,778	8,721	8,712	8,695	8,501
児童クラブ登録者数	1,768	2,025	2,010	2,076	2,086
登録率	20.14	23.22	23.07	23.88	24.54

※平成27年度は、児童クラブの受入学年は5年生まで

(3) 運営費の状況

① 国が示す運営費負担の考え方

国が示す運営費負担の考え方は、下図のとおり保護者負担が 1/2、公費負担が 1/2 となっており、公費負担のうち国、都道府県、市町村はそれぞれ 1/3 ずつとなっています。



② 小牧市の運営費の状況

本市の運営費は、近年は約 2 億 5 千万円前後で推移しており、そのうち約 90% が勤務する支援員の人件費となっています。

運営費の財源としては、国、県支出金が約 20% ずつ、保護者負担金が約 35%、市負担額が約 25% となっています。

①の国が示す運営費負担の考え方と比較すると、保護者負担金の割合が約 15% 低く、公費負担の割合が約 15% 高くなっています。

【児童クラブ運営費決算額の状況】

(単位：円、%)

年度		28		29		30	
項目		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
歳出	人件費	218,622,029	89.44	227,882,012	89.52	237,232,122	90.03
	需用費	11,584,640	4.74	10,353,865	4.07	10,644,607	4.04
	役務費 他	14,238,135	5.82	16,310,838	6.41	15,620,703	5.93
	合計	244,444,804	100.00	254,546,715	100.00	263,497,432	100.00
歳入	国庫支出金	50,615,000	20.71	50,274,000	19.75	57,473,000	21.81
	県支出金	50,615,000	20.71	50,274,000	19.75	57,473,000	21.81
	保護者負担金	88,917,500	36.38	87,992,500	34.57	88,472,500	33.58
	市負担額	54,297,304	22.21	66,006,215	25.93	60,078,932	22.80

※保護者負担金には減免額を含む。(減免は実際は市負担となるが、市の児童福祉施策として実施しているため、本資料では広義の保護者負担金とみなしている。)

3 開設時間延長について

(1) 保護者アンケート結果

平成29年度に実施した保護者アンケートでは、開設時間の延長は通年利用者で約25%、学校長期休業利用者で約5%、全体で約20%の方が要望されています。

延長希望者288人のうち、午後7時までの延長を約60%、午後7時30分までの延長を約23%、午後8時までが延長を約9%の方が要望されています。

【利用形態別開設時間延長要望の状況】 (単位：人、%)

利用形態	現状維持	延長希望	未回答	合計	延長希望割合
通年	816	269	3	1,088	24.72
長期	317	17	1	335	5.07
その他・未回答	9	2	0	11	18.18
合計	1,142	288	4	1,434	20.08

【延長時間要望の状況】 (単位：人、%)

区分	19:00まで	19:30まで	20:00まで	未回答	合計
人数	173	66	26	23	288
割合	60.07	22.92	9.03	7.99	100.00

(2) 開設時間延長に要する費用

令和2年度で予定している職員報酬等を元に、要望が最も多い午後7時まで延長した場合の費用を試算すると、年間約2,000万円増額となります。一方で、国、県支出金はそれぞれ約110万円ずつ増額となります。差し引いた約1,780万円が市等で負担する金額となります。

4 料金体系の見直しについて

(1) 今後の運営費の見直し

2 (2) のとおり、小学校児童数は減少傾向となっておりますが、児童クラブ登録者数は微増しており、小学校児童数に対する登録率は上昇傾向にあります。

この傾向が続いた場合、運営費及びその財源の見込みは以下のとおりとなり、2 (3) ①の運営費負担の考え方から乖離した状況が続きます。

【児童クラブ運営費の見込み】

(単位：千円、%)

年度	30	元	2	3	4	5
運営費	263,498	266,602	274,464	274,735	275,005	275,276
国、県支出金	114,946	114,946	121,912	125,394	125,394	125,394
保護者負担金	88,473	88,899	89,794	90,688	91,583	92,478
市負担額	60,079	62,757	62,758	58,653	58,028	57,404
保護者負担割合	33.58	33.35	32.72	33.01	33.30	33.59

※平成30年度は実績

(2) 時期毎の人件費（賃金）の状況

学校長期休業中は開設時間が終日になるため、他の日より人件費等が増額となります。平成29年度、平成30年度における時期毎の人件費の比較は下表のとおりです。

月全体が終日開所となる8月が、他の月に比べて高くなっています。

【時期毎の人件費の比較】

(単位：千円、倍)

年度	区分	通常月	4月	7月	8月	12月	1月	3月
30	賃金	15,601	18,145	19,258	27,384	17,100	15,744	18,845
	通常月比率	1.00	1.16	1.23	<u>1.76</u>	1.10	1.01	1.21
29	賃金	15,996	18,996	20,889	29,827	17,553	15,867	19,184
	通常月比率	1.00	1.19	1.31	<u>1.86</u>	1.10	0.99	1.20

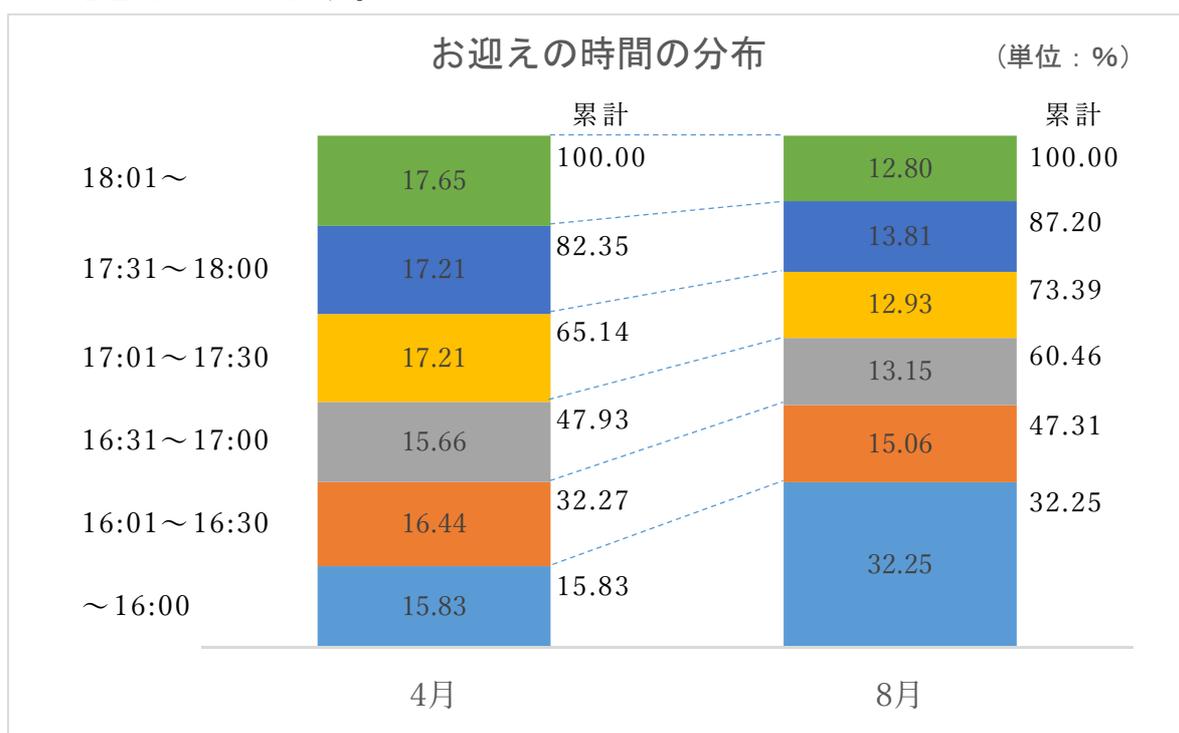
※通常月＝5、6、9、10、11、2月の平均

(3) お迎えの時間の状況

平日は午後6時30分まで開設していますが、お迎えの時間の分布は概ね以下のとおりです。

通年(4月)、学校長期休業(8月)、ともに、16時以降30分単位では時間帯による偏りはあまり見られません。

通年では約82%、学校長期休業では約87%が、18時までのお迎えとなっています。



※その日の利用児童のうち、お迎えの時間を30分単位で集計

(4) 見直し内容

今までは月額 5,000 円で同一の単価としていましたが、受益者負担の原則を踏まえ、利用状況等に応じた見直しを行うことが妥当であると考えます。(3) までの状況から、以下のような見直しを行います。

① 8 月分を 3,000 円値上げ

児童クラブ運営費は大半が人件費であり、月全体が終日開所となる 8 月が突出しています。このため、8 月分については応分の負担を求めることが適切であると考えられます。

② 学校長期休業のうち午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までの間に預ける場合は月額 1,000 円値上げ

午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分は、児童クラブでは早朝運営時間帯として一部の職員の時間外勤務と人材派遣により人員を確保しています。このため、当該時間帯の利用者についても応分の負担を求めることが適切であると考えられます。

③ 迎えの時間によって金額を分ける。

受益者負担の原則から、利用終了時間帯で金額を区分することが妥当と考えられます。80%強の児童が迎えとなる午後 6 時を標準時間とし、早く迎えとなる場合は値下げ、遅く迎えとなる場合は値上げを行います。

なお、午後 7 時までの時間延長を行った場合は、その延長時間帯の料金もこの見直しにおける月額 1,000 円の値上げに含むこととします。

迎えの時間	見直し内容
午後 5 時まで	月額 1,000 円値下げ
午後 5 時を超えて午後 6 時まで	増減なし
午後 6 時を超える	月額 1,000 円値上げ

④ 多子減免の創設

①から③の見直しは、児童 1 人当たりの金額増減となりますが、値上げを行う場合、利用児童数に比例して世帯の負担が増加します。この激変緩和と、子育て世帯への支援策の一環として、第 2 子半額、第 3 子以上無料とします。

[①から③の値上げが最大となる場合（児童1人あたり）]

- 8月分の値上げ
3,000円
- 1年中、迎えが午後6時を超えることによる値上げ
 $1,000円 \times 12ヶ月 = 12,000円$
- 学校長期休業中は午前8時30分より前に預けることによる値上げ
 $1,000円 \times 5ヶ月（4月、7月、8月、12月、3月） = 5,000円$
- 合計 20,000円
(児童が2人の場合は $20,000円 \times 2人 = 40,000円$ 、3人の場合は $20,000円 \times 3人 = 60,000円$ の値上げとなる。)

⑤ 減免要件の一部見直し

[減免要件]

A ひとり親世帯のうち市民税非課税世帯

B 生活保護受給世帯

C 災害、疾病等により生計が著しく困難であると認められる世帯

このうちAについて、ひとり親世帯かどうかを問わず低所得世帯でも利用しやすくすべきであるとの意見を踏まえ、非課税世帯であれば減免の対象にします。なお、④の多子減免の創設により相当額が減免となるため、全額減免ではなく半額減免に改めます。BとCについては引き続き全額減免とします。

(5) 見直しに伴う保護者負担金の増減見込額

【単位（千円）】

